

新監査公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成28年7月1日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫
 同 宮 本 裕 将
 同 水 澤 仁 之
 同 小 泉 仲 之

監査結果等に基づく措置

平成27年度第3期定期監査及び行政監査結果報告（平成28年3月25日新監査公表第17号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《意見》 市営住宅集会所の管理運営について（住環境政策課）</p> <p>本市では、これまで慣例により市営住宅の入居者で組織する自治会等が市営住宅集会所（以下「集会所」という。）の管理運営を行ってきたが、桃山町第1住宅集会所及び曾野木住宅集会所において、全国チェーンの大手学習塾の教室として週2回ずつ使用されていることが判明した。</p> <p>集会所は入居者及び周辺住民の福祉向上を目的に設置されているが、従来、営利性のある活動などでの使用は想定されておらず、市がこのような実態を把握し、指導・是正できる仕組みにはなっていなかった。また、他の政令市の中には、集会所に関する管理規程や要綱等が制定されている市もあるが、本市ではそれらは整備されていない状況である。</p> <p>施設の有効活用などの観点からは、本来の目的を妨げない範囲において、入居者等以外の者に集会所の使用を認めることで施設維持費の獲得など一定の効果も見込まれることから、住環境政策課が主体となり集会所使用の実態把握に努めるとともに、民間事業者等の使用を認める際の基準や必要な手続きをはじめ集会所に関する規程等を整備した上で、適正で効果的な集会所の管理運営に努められたい。</p> <p>【有効性】</p>	<p>市営住宅集会所の使用・管理の方法について現状を把握するため、自治会長あてに管理方法に関するアンケート調査を依頼した。</p> <p>それらを踏まえて、市営住宅集会所を有効活用できるよう、手続き・制限等についての要領を整備する。 （平成28年2月26日～平成28年7月22日）</p>		住環境政策課